2　既設の浮き蓋付特定屋外タンクのうち、新令第五十五条第三項第一号（前項の規定の適用を受ける場合を除く。）及び同条第三項第二号から第四号までに定める技術上の基準に適合しないものに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成三十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○法務省令第三十九号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十一日

法務大臣　平岡　秀夫

法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第一条　法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十五年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「別表第一に掲げる申請等」を「司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）第三条第一項又は第二項の規定による出願（同条第三項に規定する者に係るものを除く。）」に改める。

第五条中「別表第二に掲げる処分通知等」を「行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第四十六条第一項から第三項までの規定による教示」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

第二条　法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を次のように改正する。

第三条中「のほか、司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）第三条第一項又は第二項の規定による出願（同条第三項に規定する者に係るものを除く。）」を削る。

（法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

附則第三条中「特例民法法人の業務」を「特例民法法人（整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）の業務」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年一月七日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条の規定は、平成二十四年二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日の前日までに法務省に到達した行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた情報通信技術利用法第二条第六号に規定する申請等であってこの省令による改正前の法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（以下「情報通信技術利用規則」という。）別表第一に掲げるもの及びこの省令による改正前の法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令（以下「平成二十年改正省令」という。）附則第二条の規定により同令施行後もなお効力を有するとされた同令による改正前の情報通信技術利用規則（以下「旧情報通信技術利用規則」という。）別表第一第一号に掲げるもの並びに情報通信技術利用法第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われる情報通信技術利用法第二条第七号に規定する処分通知等であってこの省令による改正前の情報通信技術利用規則別表第二に掲げるもの（第五号に掲げるものを除く。）及びこの省令による改正前の平成二十年改正省令附則第二条の規定により同令施行後もなお効力を有するとされた旧情報通信技術利用規則別表第二第一号に掲げるものに係る手続等については、平成二十四年一月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則の一部改正）

第三条　弁護士となる資格に係る認定の手続等に関する規則（平成十六年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条本文中「はって」を「貼って」に改め、同条ただし書を削る。

（司法試験法施行規則の一部改正）

第四条　司法試験法施行規則（平成十七年法務省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条本文中「はって」を「貼って」に改め、同条ただし書を削る。

（電子公告規則の一部改正）

第五条　電子公告規則（平成十八年法務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項本文中「はって」を「貼って」に改め、同項ただし書を削る。

第六条第二項中「情報通信技術利用法」を「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）」に改める。

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則（平成十八年法務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条本文中「はって」を「貼って」に改め、同条ただし書を削る。

○外務省令第十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。